

## 〔R0522〕 建築士法

建築士事務所の開設者に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1. 開設者は、建築物に関する調査の業務を受託する場合、その委託者に対して、建築士法に基づく重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならない。
2. 開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務の実績等を記載した報告書（電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。）を作成し、毎事業年度経過後3月以内に建築士事務所の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 開設者は、建築士事務所の登録の更新を怠り、都道府県知事により当該登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行った場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
4. 開設者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者となる場合、作成する設計図書の種類や報酬の額等を書面に記載し、署名又は記名押印をして、契約の当事者間で相互に交付（情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。）しなければならない。

〔R0522〕 正答 1

1. 誤り。士法24条の7第1項（重要事項の説明）、士法22条の3の3第1項（延べ面積300㎡超の場合の書面の交付）及び士法24条の8第1項（延べ面積300㎡以下の場合の書面の交付）により、建築士事務所の開設者は、設計又は工事監理については重要事項の説明や契約を締結したときの書面の交付を行わなければならないが、設計又は工事監理以外（契約事務・工事指導監督・調査鑑定・手続代理）については、この義務はない。
2. 正しい。士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書（同法規則20条の3第3項により、電子計算機に備えられたファイル等による場合を含む。）を作成し、毎事業年度経過後3月以内に建築士事務所の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。
3. 正しい。士法23条の8第1項二号により、開設者が建築士事務所の登録の更新を怠ると、都道府県知事により登録を抹消される。登録を抹消されたにもかかわらず、報酬を得て、設計等を業として行うことは、同法23条の10第1項又は第2項の規定に違反する。したがって、同法37条九号により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。
4. 正しい。士法22条の3の3第1項により、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、同項各号の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付（同条4項により、情報通信の技術を利用する方法による場合を含む。）しなければならない。記載事項について、作成する設計図書の種類は同条1項一号に、報酬の額は同項四号に該当する。